一　保安林の所在場所　佐賀県小城市小城町岩蔵字新鹿倉六四〇八の三二〇（次の図に示す部分に限る。）、六四〇八の三二一、六四〇八の三二二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び小城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県伊達市霊山町石田字方田川七四の五、七六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県白河市大信隈戸字ザラ久保四二、四五、四六、四七の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県東白川郡矢祭町大字山下字太鼓堂二の一、二の二、三、四の一、四の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県白河市大信隈戸字台宿字中稲沢三六六の四、三六六の二七、三六七の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県東白川郡塙町大字山口字横平八七二の五、八七二の六、八七四から八八〇まで、八八〇のロ、二四〇七から二四一一まで、字上薬師一〇一三の一、一〇二五の一、字日向平九〇二、二四一四の一（次の図に示す部分に限る。）、二四一四の三、二四一四の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県白河市小田川仲丸二一の一、三〇、三一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山口県岩国市装束町二丁目二六、下字河内神一五八、一七〇、一七二、一七三、一七六、一七七、一七九、一八〇、一八一の一、一八一の二、字保素理一六九の一（次の図に示す部分に限る。）、一六九の二、一六九の五、二三三、二三四、六九八、七〇〇（次の図に示す部分に限る。）、字中尾一八二、一八三の一、一八三の二、一八四から一八六まで、一八七の一、一八七の二、一八八の一、一八八の二、字大平一九〇、一九三、一九四、一九八から二〇二まで、二〇七、二〇八、二一〇の一、二一〇の二、二一一、二一二の一、二一二の二、字佐平二二三、二二五から二二七まで、二二九、二三〇、二三一の一、二三一の二、二三二、字向山二三六、二三八から二四一まで、二四三、二四四（次の図に示す部分に限る。）、錦町字佐郷字長葉山四一四の一、字かろうと谷八一〇、八一二、字からをと谷八八七、字かろと原八九四